来て・見て・楽しい
新宿フィールドミュージアム

歴史と文化をめぐるぶらぶら散策

高田馬場・早稲田・大久保編

文学の香り漂う

今回出合った史跡・文化財

早稲田大学の創設者
大隈重信
1838 - 1922

国重要文化財

早稲田大学大隈記念講堂
戸塚町1-104
1927（昭和2）年の建設。時計塔は大隈重信の「人生125歳説」に因み125尺(約38m)の高さ。 →P.16 D-2

区指定文化財

大隈重信銅像
西早稲田1-6-1
早稲田大学創立50周年にあたる1932(昭和7)年に製作。彫刻家・朝倉文夫の作。 →P.16 D-2

近代の文学と演劇をリード
坪内逍遙 1859 - 1935

区指定文化財

早稲田大学演劇博物館
西早稲田1-6-1
坪内逍遙の古稀を祝って1928(昭和3)年に建設。日本で唯一の演劇専門の博物館。 →P.16 C-2

都指定史跡

坪内逍遙旧居跡
余丁町7付近
約30年にわたり居住。1909(明治42)年には敷地内に演劇研究所を設置、松井須磨子らが学んだ。 →P.16 C-4

日本の文化や日本人の心を世界に発信
小泉八雲 1850 - 1904

区指定史跡

小泉八雲旧居跡
富久町7-30 成女学園内
来日後の八雲が、松江・神戸を経て帝国大学講師に招かれ上京し、5年間住んだところ。 →P.12 B-2

区指定史跡

小泉八雲終焉の地
大久保1-1-17
富久町から転居した八雲が亡くなるまで住んだところ。大久保小学校正門脇に記念碑がある。 →P.16 B-4

小泉八雲記念公園
大久保1-7
ギリシャのレフカダ生まれの八雲をしのび、ギリシャ風の公園となっている。 →P.16 B-3

新宿生まれの文豪
夏目漱石 1867 - 1916

夏目坂
喜久井町
漱石の父が自宅前の坂を「夏目坂」と命名。随筆『硝子戸の中』にも登場。 →P.16 D-3

区指定史跡

夏目漱石誕生の地
喜久井町1
漱石の生家夏目家の跡。1966(昭和41)年に生誕100年を記念して記念碑が建てられた。 →P.16 D-2

区指定文化財

誓願寺の梵鐘
喜久井町61
随筆『硝子戸の中』にも描かれている寺。梵鐘は1682（天和2）年に作られた区内最古の鐘。 →P.16 C-3

区指定史跡

夏目漱石終焉の地
早稲田南町7 漱石公園
晩年の9年間暮らし、代表作の数々を執筆した「漱石山房」跡。夏目家のペットを供養する「猫塚」が再現されている。 →P.16 D-3

写真協力：国立国会図書館

TOPICS

夏目漱石と新宿

日本を代表する文豪、夏目漱石。『坊っちゃん』の舞台・松山や、「三四郎」の出身地・熊本をはじめ、さまざまな地域と縁の深い漱石だが、生まれ育ち、またその生涯を閉じた地は新宿区だ。

漱石は大政奉還のあった1867（慶応3）年に江戸牛込馬場下横町（現・新宿区喜久井町）に出生。生後間もなく古道具屋に里子に出され、次いで内藤新宿の名主・塩原家の養子となる。幼少期の複雑な環境は、後の作品のなかにもしばしば顔をのぞかせる。

その後夏目家に戻った漱石は、大学で英文学を修め、英語教員に。2年間の英国留学をはさみ、松山、熊本や帝国大学（小泉八雲の後任であった）で教鞭を執りながら、1905（明治38）年に『吾輩は猫である』を発表。以後作家としての活動を本格化させていった。

1907（明治40）年には、朝日新聞の専属作家となったのを機に、新宿区の早稲田南町に転居した。漱石山房と呼ばれたこの家で、『三四郎』『それから』『彼岸過迄』などを執筆。やがて病を得ながらも『こゝろ』『道草』といった名作を生み出すことになる。そして1916（大正5）年に病没するまで、この地で執筆生活を送ったのだった。

一方で漱石山房には、漱石を慕う若者が集い、面会日が木曜日であったことから「木曜会」と呼ばれるようになった。その顔ぶれは高浜虚子や寺田寅彦、小宮豊隆、内田百閒、松岡譲、芥川龍之介など俊英がずらり。

漱石山房と新宿はまさに、日本が大きく変わっていった時代、文豪が活躍した舞台であり、若き才能の交流の場であった。誕生150年の2017（平成29）年2月には（仮称）「漱石山房」記念館が開館予定。

漱石が晩年9年間を過ごした漱石山房。現在は「漱石公園」となっている。胸像は新宿区名誉区民・富永直樹の作。

ともに創ろう！（仮称）「漱石山房」記念館

新宿区は漱石生誕150年にあたる2017（平成29）年2月、（仮称）「漱石山房」記念館の開館を目指しています。文豪・夏目漱石にとって初の本格的記念館の実現に向け、漱石を愛する全国の皆様からのご寄付を募集しています。ぜひご協力ください。

寄付について
- 目標額　2億円
- 10万円以上ご寄付の方は、記念館内に設置する銘鈑に記名
- 所得税控除や、「ふるさと納税制度」の活用による住民税の控除も

詳しくは http://www.city.shinjuku.lg.jp/kanko/bunka02_001050.html